



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

質疑應答

問 軌道工事にして工事施行認可の方法に基き其の工事竣功に當り、附帯工事と認むべき部分の一部（例へば軌道敷設の爲道路の擴築を要する場合、其の擴築工事の一部）特殊の事情の爲未竣功なる場合、其の部分猶豫願出と同時に竣功届出で且運輸開始認可申請書を提出したる際に於て、検査の結果一般交通上支障なきものと認むるときは、地方長官は期間を附し道路擴築猶豫を承認し運輸開始の認可を

與ふるも支障なきや。（靜愛生）

答 先づ工事竣功届であるが、軌道法施行規則第十三條に依り爲すべき工事竣功届は、施行認可に係る工事の全部を完成せしめたる場合に於て之を爲すべきもので、本問の場合の如く道路擴築工事未完成なる場合に於ては、未だ工事竣功せるものと云ふことを得ないから、工事竣功届出は之を爲すことを得ざるものである。即ち軌道法に所謂工事の竣功とは施行認可に係る工事の全部の完成を云ひ、軌條の敷設、電柱の建植等の電車運轉設備のみの完成を指すものではないのである。次に運輸開始の認可申請であるが、之は固より工事完成の上に於て申請すべきものと解すべきで、從て工事未完成なる此の場合運輸開始は之を認可すべからざるものであると云ふの外はないのである。但し其の未成部分が電車を運轉するも交通上其の他大なる支障を生ぜざる程度のものであり且特殊の事情に因り急に之を完成せしむること困難なる等の場合に於て之が工事を假工事として認可を受けたる場合に於ては、其の運輸開始を認可することの可能なること勿論である。（藤村藤治）

問 廢道敷は勅令第四七四號第二條の期間内道路法第六條の規定を準用せられたる義なれば右期間内は私權の行使を制限されたるものなり、然るに同勅令第三條第四條に該當

せざる場合は、同第五條に依り費用負擔公共團體に交付せらる、交付を受けたる公共團體は右期間満了前拂下處分を爲すことを得ざるものなりや。(甲府研究生)

答 勅令に定むる期間満了前に於ては道路管理者は交付の處分を爲すを得ざるものであるから、従て公共團體に於て期間満了前に拂下處分を爲すことはあり得ざることである。即ち廢道敷が費用負擔公共團體に交付せらるゝのは、勅令第四七四號第五條に依り同勅令第三條及第四條に該當せざる場合に限るものであつて、而して勅令第三條によれば不用に歸したる道路又は其の附屬物を構成したる物件第二條の期間満了前に定りたる道路又は其の附屬物の区域内に在るときは、其の管理者に之を引渡すべき旨を規定してゐるから、期間満了迄は其の引渡の要否が決定しない譯で、従て満了前に公共團體に交付を爲すことを得ないものである。但し此の期間は附屬物の場合は同勅令第二條第二項に依り、監督官廳の認可を以て之を十五日迄短縮することを得るものである。(藤村藤治)

問 未成年者は其の事由の何たるを問はず道路工事請負人たる資格を認め得ざるや。(埼玉縣一愛讀者)

答 未成年者は所謂無能力者であるから、道路工事執行令第六條

に依り道路工事の請負人たることを得ないものである。未成年者が若し請負業を爲すことに付、法定代理人の許可を得たる場合に於てはどうかと云ふ問題であるが、無能力者は道路工事の入札人若し請負人又は其の代理人と爲ることを得ざる旨を定めた道路工事執行令第六條に於ては、單に無能力者と規定し何等の例外を認めないから、右の場合に於ても請負人たることを得ざるものと解すべきであらう。或は同條の無能力者とは「道路工事請負に付ての無能力者」のみを指し、未成年者と雖も道路工事等の請負業を爲すことに付て法定代理人の許可を得たる者は當該營業に付ては無能力と云ふを得ないから、之をして道路工事を請負はしむるも妨げなしと云ふ者あらむも、若しさうした意味に解釋するとせば、何も別段に無能力者を此處に掲げる必要はない譯である。尙同條に於ては無能力者は道路工事の請負人のみならず入札人請負人の代理人たる事をも禁じて居るのであつて、之は明に「民法第百二條、代理人ハ能力者タルコトヲ要セス」との規定に對する例外を定めたものと云ふべく、要するに道路工事執行令第六條は民法の規定に於ては請負人又は代理人たることを妨げない者でも同條に掲記せられたる者に該當する限り道路工事の請負人又は代理人たることを得ざらしめた趣旨と解すべきである。(藤村藤治)